

都市公園利用料金表（令和9年4月1日～）

（21世紀記念公園・荒井中央公園・平成記念郡山こどものもり公園・郡山市野鳥の森学習館）

都市公園（21世紀記念公園、麓山公園、荒井中央公園、平成記念郡山こどものもり公園、五百淵公園、郡山市野鳥の森学習館）は、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで、指定管理者として「公益財団法人郡山市観光交流振興公社」が管理運営を行っています。

このたび、市公共施設の使用料見直しに伴い、令和9年4月1日から都市公園の利用料金が変わりますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

1 21世紀記念公園

（1）交流施設の施設利用料金

室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
体験学習室1	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
体験学習室2	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円

- 備考
- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
 - 2 使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、施設利用料金の100分の60に相当する額（次項において「営利目的加算」という。）を加算する。
 - 3 営利目的加算の算定に用いる施設利用料金の額は、当該営利目的加算に係る行為を行う交流施設における使用時間の区分による。
 - 4 利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
 - 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（2）くつろぎ施設の施設利用料金

室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
第1和室	2,700円	2,700円	2,700円	5,400円	5,400円	8,100円
第2和室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
第3和室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
第4和室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
小間	2,400円	2,400円	2,400円	4,800円	4,800円	7,200円
立礼席	3,700円	3,700円	3,700円	7,400円	7,400円	11,100円

- 備考
- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
 - 2 使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、施設利用料金の100分の60に相当する額（次項において「営利目的加算」という。）を加算する。
 - 3 営利目的加算の算定に用いる施設利用料金の額は、当該営利目的加算に係る行為を行う交流施設における使用時間の区分による。
 - 4 利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
 - 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（3）くつろぎ施設の器具利用料金

種別	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	摘要
茶道具	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円	各室備え付けのものを除く。

- 備考
- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
 - 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 荒井中央公園

(1) ふれあい交流施設の施設利用料金

室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
ホール	1,400円	1,400円	2,800円
調理室	200円	200円	400円

- 備考 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、施設利用料金の100分の60に相当する額（次項において「営利目的加算」という。）を加算する。
- 3 営利目的加算の算定に用いる施設利用料金の額は、当該営利目的加算に係る行為を行う交流施設における使用時間の区分による。
- 4 利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 平成記念郡山こどものもり公園

(1) もりの館の施設利用料金

室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
体験学習室	1,400円	1,400円	2,800円

- 備考 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、施設利用料金の100分の60に相当する額（次項において「営利目的加算」という。）を加算する。
- 3 営利目的加算の算定に用いる施設利用料金の額は、当該営利目的加算に係る行為を行う交流施設における使用時間の区分による。
- 4 利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

4 郡山市野鳥の森学習館

(1) 施設利用料金

室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
研修室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円
和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円

- 備考 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 設備等利用料金

種別	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
映像装置	300円	300円	300円	600円	600円	900円
音声装置	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円

- 備考 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

〈都市公園の利用料金は、公益財団法人郡山市観光交流振興公社の収入となります。〉